（本人確認方法）

第八条　法第十八条第一項（法第十八条の五及び第十八条の六第一項において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する財務省令で定める方法は、次の各号に掲げる顧客（法第十八条第三項（法第十八条の五、第十八条の六第一項、第二十二条の二第二項及び第二十二条の三において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により顧客とみなされる自然人を含み、資本取引に係る契約締結等行為（法第二十二条の二第一項に規定する資本取引に係る契約締結等行為をいう。以下同じ。）にあつては、法第二十二条の二第一項に規定する顧客等とする。第十一条、第十二条の三及び第十二条の七を除き、以下同じ。）又は代表者等（法第十八条第二項（法第十八条の五、第十八条の六第一項、第二十二条の二第二項及び第二十二条の三において準用する場合を含む。）に規定する代表者等をいう。以下同じ。）の区分に応じ、当該各号に定める方法とする。

一　［略］

イ～ヘ　［略］

ト　［略］

(1)　他の特定事業者（犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）第二条第二項に規定する特定事業者をいう。）が令第十一条の五第一項第一号に掲げる預金契約の締結又は犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令（平成二十年政令第二十号）第七条第一項第三号に掲げるクレジットカード契約の締結を行う際に当該顧客又は代表者等の本人確認を行い、当該本人確認に係る本人確認記録（法第十八条の三第一項（法第十八条の五、第十八条の六第一項、第二十二条の二第二項及び第二十二条の三において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する本人確認記録をいう。以下同じ。）を保存し、かつ、当該顧客又は代表者等から当該顧客又は代表者等しか知り得ない事項その他の当該顧客又は代表者等が当該本人確認記録に記録されている顧客又は代表者等と同一であることを示す事項の申告を受けることにより当該顧客又は代表者等が当該本人確認記録に記録されている顧客又は代表者等と同一であることを確認していること。

(2)　［略］

チ～レ　［略］

二　法第十八条第一項第一号（法第十八条の五及び第十八条の六第一項において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する外国人である顧客（第八条の二の二第一号に掲げる取引又は行為に係る者に限る。）当該顧客から別表第二号に定める書類（第八条の二の二第一号に定める事項の記載があるものに限る。）の提示を受ける方法

三　［略］

2～7　［略］

（本人確認記録の保存期間の起算日）

第八条の五　法第十八条の三第二項（法第十八条の五、第十八条の六第一項、第二十二条の二第二項及び第二十二条の三において準用する場合を含む。第十二条の六において同じ。）に規定する財務省令で定める日は、特定為替取引が終了した日とする。

（本人確認方法）

第八条　法第十八条第一項に規定する財務省令で定める方法は、次の各号に掲げる顧客（法第十八条第三項の規定により顧客とみなされる自然人を含み、資本取引に係る契約締結等行為（法第二十二条の二第一項に規定する資本取引に係る契約締結等行為をいう。以下同じ。）にあつては、法第二十二条の二第一項に規定する顧客等とする。第十一条、第十二条の三及び第十二条の七を除き、以下同じ。）又は代表者等（法第十八条第二項に規定する代表者等をいう。以下同じ。）の区分に応じ、当該各号に定める方法とする。

一　［略］

イ～ヘ　［略］

ト　［略］

(1)　他の特定事業者（犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）第二条第二項に規定する特定事業者をいう。）が令第十一条の五第一項第一号に掲げる預金契約の締結又は犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令（平成二十年政令第二十号）第七条第一項第三号に掲げるクレジットカード契約の締結を行う際に当該顧客又は代表者等の本人確認を行い、当該本人確認に係る本人確認記録（法第十八条の三第一項に規定する本人確認記録をいう。以下同じ。）を保存し、かつ、当該顧客又は代表者等から当該顧客又は代表者等しか知り得ない事項その他の当該顧客又は代表者等が当該本人確認記録に記録されている顧客又は代表者等と同一であることを示す事項の申告を受けることにより当該顧客又は代表者等が当該本人確認記録に記録されている顧客又は代表者等と同一であることを確認していること。

(2)　［略］

チ～レ　［略］

二　法第十八条第一項第一号に規定する外国人である顧客（第八条の二の二第一号に掲げる取引又は行為に係る者に限る。）当該顧客から別表第二号に定める書類（第八条の二の二第一号に定める事項の記載があるものに限る。）の提示を受ける方法

三　［略］

2～7　［略］

（本人確認記録の保存期間の起算日）

第八条の五　法第十八条の三第二項に規定する財務省令で定める日は、特定為替取引が終了した日とする。